

危機管理本部総合計画策定推進本部設置要綱

(目的及び設置)

第1条 市政運営の基本的な方針や政策の基本方向を明らかにするため、本市の総合的な計画（以下「総合計画」という。）の企画及び立案を行うに当たり、危機管理本部所管事業の検討を行い、並びに総合計画に基づく危機管理本部所管事業を推進するため、危機管理本部総合計画策定推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 総合計画の企画及び立案を行うに当たり、危機管理本部所管事業の検討を行うこと。
- (2) 総合計画に基づく危機管理本部所管事業の進行管理に関すること。
- (3) 総合計画に基づく危機管理本部所管施策の調整に関すること。
- (4) 前3号に定めるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

- 2 本部長は、危機管理監をもって充てる。
- 3 副本部長は、危機管理部長をもって充てる。
- 4 本部員は、次に掲げる者をもって充てる。
 - (1) 危機対策部長
 - (2) 危機管理部担当課長
 - (3) 危機対策部担当課長

(本部長及び副本部長の職務)

第4条 本部長は、推進本部を代表し、推進本部の事務を総理する。

- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠

けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第5条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、主宰する。

2 本部長は、第1条の目的を達成するため、必要と認めるときは、関係者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の庶務は、危機管理部において処理する。

(委任)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。